2018 Vol.12

Mind 查尔斯·



- ■島か岩か-南シナ海仲裁裁定による判断とその影響 ― 加々美康彦
- ■内発的動機づけと自律的動機づけー自己決定理論再考 速水敏彦
  - 日中戦争=国家再建と中国共産主義運動 一谷和郎
- 西洋標準と明治の解決―明治維新150年によせて― -森田朋子
- ■第二次世界大戦下イギリスの大学研究者たち 社会主義者G.D.H.コールの戦時社会調査、1941-1944年
  - 本内直樹



- Indian Tamils and their poverty problem in Sri Lanka —— A.L. Weerawarna
- ■Big data and Predictive Policing —



- ■第8回 教員研究会を開催
- ■第7回「院生の力」研究報告会を開催



■シンポジウム:「中国・ヨーロッパ・日本」を開催



中部大学大学院国際人間学研究科 Chubu University Graduate School of Global Humanics



# ごあいさつ

中部大学大学院、国際人間学研究科レポート GLOCAL Vol.12 をお届け致します。

6年前に創刊致しました GLOCAL も今回で第12号となり、本研究科における最新の教育・研究動向の一端をお伝えすることができ、うれしく思います。本研究科は、国際関係学研究科をルーツとする国際関係学専攻、人文学部の設立とともに生まれた言語文化専攻、心理学専攻、それにもっとも歴史の新しい歴史学・地理学専攻の、以上4専攻によって構成されています。院生は、国内の大学の卒業生、海外からの留学生、それに社会人と多様で、それぞれ独自に抱く研究目的にしたがい、日々、学修に励んでいます。総勢70余名の教員スタッフも、院生の研究目的達成に向け、日々苦闘しながら指導に努めています。

さて、小誌 GLOCAL の名称由来でもある GLOBAL と LOCAL のいずれの分野においても、目の離せない出来事が続いています。政治、経済、社会の動きは激しく、毎日のように報じられる刺激的ともいえるニュースに目を奪われがちです。しかし、ときにはこうしたニュースから少し距離を置き、ものごとを中、長期的視点からとらえることも大切ではないでしょうか。歴史的思考がまさしくそれであり、目の前に見えている現象の遠因にもつながる時点あるいは地点にまでさかのぼって考える姿勢をどこかで用意しておく必要があるように思います。本号では、現代世界につながる近代という時代がいかに生まれたか、その形成の過程を国家成立と絡めながらとらえる論考を取り上げました。

近代国家の成立条件のひとつに国境線の確定があります。経済活動の発展や膨張の必然的結果として、それまで曖昧に扱われてきた境界の存在が俄然、意味をもつようになりました。土地と土地との間の境目をめぐる問題は国家レベルのみならず、国内の行政レベルなどにも存在します。GLOBALかLOCALかの違いを問わず、人間は自分を含む集団のテリトリーにことさらこだわる生き物かもしれません。もっとも、人間をすべてそのようにとらえるのはやや一面的であり、個々の人間の心のあり様、すなわち心理的動機づけのメカニズムはそれほど単純ではありません。個人ごとに異なる心のあり様は、それが集団となっても多様な意見や考え方として尊重されるべきであり、国家の名のもとによる一方的な境界の押し付けは、民心から遠いといわざるを得ません。今号は、地球レベルでの境界線確定や個人レベルでの心理的動機づけをめぐる議論も収めました。

小誌を通して、本研究科の日頃の活動の一端がご理解いただければ幸いに存じます。

2018年3月18日

林 上 (中部大学国際人間学研究科長)





# 国際人間学研究科 国際関係学専攻 准教授加々美康 彦 (KAGAMI Yasuhiko)

関西大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。博士(国際関係学)。専門分野は、国際法、海洋政策。人間が海に引く政治的な「境界線」による海洋の管理は、海洋生物多様性の保全と持続可能な利用を可能にするかというのが大学院時代からの主な研究関心。2017年9月、本研究科で(論文)博士号を取得。テーマは『国連海洋法条約第121条と海洋保護区 – もう一つの「島の制度」の探究』。



## 島か岩か

### - 南シナ海仲裁裁定による判断とその影響



#### 莫大な持参金を持つ花嫁

国連海洋法条約(以下、条約)は、世界167カ国と欧州連合が批准(2017年末現在)する普遍的条約であり、「海の憲法」とも呼ばれる。その扱う範囲は極めて広く、本文計320カ条と9本の附属書は、領海の幅の測定方法から深海鉱物資源の国際的な管理まで、(濃淡はあるが)周到な規則を定めている。

この条約が一般に知られているとすれば、それは排他的経済水域(以下、EEZ)の設定を認める条約としてであろう。この条約に基づき、沿岸国は、海岸から200海里(1海里は1,852mなので約370km)の範囲でEEZを設定することができる。南北に散らばる島嶼で構成されるわが国は、特に太平洋側では効率的にEEZを設定できる。その面積は約447万km²(世界第6位)、これは国土面積(約38万km²、世界第61位)の約12倍に相当する。

EEZ において沿岸国は、排他的に、つまり他国を排除して、経済活動を進めることができる。それゆえ、この条約の起草に携わったある著名な学者は、EEZ を (沿岸国にとり)「莫大な持参金を持つ花嫁」と呼んだ。

#### 混乱と衝突を生み出す完璧なレシピ

しかし、わが国のような島嶼国がその花嫁を迎えるためには、一定の条件をクリアしなければならない。とても重要なので、ここで関係する条文を、全文引用しておく:

#### 国連海洋法条約 第 121 条 「島の制度」

- 1. 島とは、自然に形成された陸地であって、 水に囲まれ、高潮時においても水面上に あるものをいう。
- 2. 3 に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される。
- 3. 人間の居住又は独自の経済的生活を維持 することのできない岩は、排他的経済水 域又は大陸棚を有しない。

これらの条件をクリアした「島」だけが EEZ を主張できる基点となるのだが、この 条文、特に 3 項の解釈は、長らく論争の的 になってきた。その主な論点は以下の通りで ある:

① 1 項と3項の関係は、どう捉えれば良いのか。1 項は島を定義し、2項はその島が他の陸地領土と同様にEEZを有すると定める。3項は、島ではなく岩に言及している。そこで、1 項を満たす島なら3項は無関係となり、EEZを主張できると解せるのか(日本政府はこの立場。他国も、明言しないが実行はこれに近い。便宜的に「分離説」と呼ぶ)。あるいは、1 項を満たしかつ3項(居住や経済活動ができるなど)も満たして初めてEEZを主張できると解すべきか(2012年国際司法裁判所(以下、ICJ)判決や、学説上はこれが多数派と思われる。便宜的に「結合説」と呼ぶ)。

②「人間の居住」とは何を意味するのか。

誰が何人住めば居住か。政府が派遣する1 名又は数名の軍人や公務員が、外部支援に完 全に依存して生活しても、居住といえるのか。

- ③「独自の経済的生活」とは何を意味するのか。そもそも「独自」とは、陸上の経済活動に限るのか、周辺海域での漁業でもよいのか。遠隔地ゆえに政府補助金に依存しなければ継続できない収益の期待されない活動であっても「経済的」といえるのか。
- ④ 3項の「又は」は、文言上は「人間の居住」か「独自の経済的生活」かの二者択一を意味する。ただし、条文の起草過程では、「居住」は「独自の経済的生活」の前提なので、「及び」に変更すべきとの案も出されたが、最終的に採用されなかった経緯がある。
- ⑤「維持することのできない」とは、どう解すべきか。「できない(can not)」とは、今そうある必要はなく、あくまで可能性を指すのであって、科学技術力があれば、また資金を惜しまなければ、たいていの陸地において、少なくとも将来的には維持できる可能性を証明できるのではないか。

本条は、このように多様な解釈を許すことから「混乱と衝突を生み出す完璧なレシピ」とも呼ばれる。(グレーな島を持つ)諸国の思惑が絡み合って、条文は意図的に玉虫色のまま起草され、その内容の明確化は、後の国家実行と国際裁判へと委ねられたのである。

#### 南シナ海仲裁事件

ところが、「混乱と衝突のレシピ」は、国

際法学者の論文では活発に議論され、多様な 国家実行がその俎上に載せられたが、国際裁 判においてはこの問題を可能な限り避ける傾 向が見られた(たとえば、ICJの 2009 年 黒海海洋境界画定事件や 2012 年領海及び 海洋紛争事件(ニカラグア対コロンビア)判 決など)。

それでもフィリピンは、2013年1月、 果敢にも中国を相手取り、このレシピの解釈 を求めて仲裁裁判に提訴した。南シナ海にお ける自国 EEZ 内に点在する環礁に対し、中 国が「九段線」なる条約に根拠のない独自理 論に基づき領有権を主張し、環礁を埋め立て て軍事基地を建設することに対し、そもそも それら環礁は EEZ を有さない「岩」であり、 違法な活動だと訴えたのである。

仲裁がこの問題に答えるためには、条約第121条の解釈問題を避けることはできない(なお、領土帰属問題は、条約規則上、本件では扱えない)。こうして国際海洋法の世界的権威の5名の学者で構成された仲裁廷が、国際裁判では初めて、「レシピ」の解釈に挑んだ。

ちなみに、中国は最後まで欠席戦術を貫き、 法廷外で自国の立場を表明し、自国の意に反 する仲裁裁判の管轄権を否定した。もっとも、 中国も締約国である条約の規定上、この仲裁 裁判は有効に成立しており、その判決(裁定) は、紛争当事国(のみ)を、法的に拘束する。

#### 島か岩か

2016年7月12日、仲裁廷は、条約第121条の解釈に切り込む画期的判断を下した<sup>(1)</sup>。 上で整理した論点に対応させながら、その判断の内容を、順に見ていくことにする。

① 1 項と 3 項の関係: 仲裁廷は、1 項の要件を満たす地形を、包括的に高潮地形(hightide feature)又は島と呼んだ。そのうち、3 項の要件も満たせば「完全な権原(title)を有する島」、満たさないなら「岩」と分類する。EEZ を主張できるのは「完全な権原を有する島」のみである。こうして仲裁廷は、「分離説」ではなく、「結合説」を採用した。

②「人間の居住」の意味:仲裁廷は、極めて厳しいハードルを設けた。すなわち、居住とは、その地形を「故郷 (home)」として、

そこに留まることができる人民による安定した共同体の一過性ではない居住を意味するとした。 つまり単なる人の存在では足りず、そこを故郷とする安定した定住者の存在を要件としたのである。

③「独自の経済的生活」の意味:地形又は地形のグループ上に居住し、そこを故郷とする人間の生活と生計を意味するとして、居住との関係性を強調した。また「独自の」の意味として、外部支援に依存するものや、居住者が関与せず他所の住民が自らの利益のために行う採集活動などは、これに該当しないとした。さらに、活動が長期に維持されるためには最低限の利益があることが前提ともいう。

④「又は」の解釈:仲裁廷は「人間の居住」か「経済的生活」のいずれかを満たせばよいとしつつ、実際には安定した人間の共同体により居住されている場合にのみ独自の経済的生活を有するのが普通である、とも述べた。これは、起草過程を無視して、実質的に「又は」を「及び」と読む解釈といえるだろう。

⑤「維持することのできない」の意味:仲裁廷は、これは地形が人間の居住又は独自の経済的生活を維持できる"capacity"(「能力」又は「収容力」)に関する客観的基準であること、また地形の(埋立てのような)人工的な改変なく維持できるか否かが判断されるとした。つまり、仲裁は、埋立てなどにより「岩」を「完全な権原を有する島」に変えることはもちろん、科学技術を駆使した将来的な可能性の証明の道も塞いだことになる。

その上で、仲裁は、capacityを有するか否かの判断基準として「不定期間に人間の集団が地形上で生活することを可能にするのに十分な量の水、食糧及びシェルターの存在」を提示した(地形ごとにケース・バイ・ケースで評価される)。

なお、地形の大きさは、水、食糧、生活空間や経済的生活のための資源の入手可能性に関係するが、それ自体は島か岩かを区別する手がかりや関連要因ではないとも述べている。

以上から、仲裁の言う EEZ を有する「完全な権原を有する島」とは、①の結合説に基づき 1 項を満たす高潮地形のうち、②の意味での人間の居住「及び」③の意味での独自の経済的生活を、⑤の意味で維持できるcapacity を改変前の自然状態で有する地形

と整理できる。

この基準に照らして、仲裁廷は、スプラトリー諸島の全ての陸地が、EEZの基点にならない地形と判断した。その中には、スプラトリー諸島最大の陸地である太平島(台湾領、面積 0.43km²、軍人約 160 名が駐留) も含まれる。こうした解釈は、従来の学説よりもはるかに厳格なものと言うことができるだろう。

なお、その他の論点についても、ほぼフィ リピンの主張が認められ、中国は完敗した。

### 仲裁裁定の影響

裁定から1年が経過したが、比中両国は 裁定を棚上げしていると報じられ<sup>(2)</sup>、実際、 中国による環礁の軍事基地化は、今も継続し ている。

当事国以外に目を向ければ、この裁定に基づき、自国の島を岩とみなして EEZ を引き直した国は存在しない。逆に、米国(条約加盟国ではないが)のように、裁定翌月に、裁定の判断に基づけば一見して「岩」と思われる地形の周囲に既設の保護区を、あえて200 海里(=EEZ の限界)に拡大した国なら存在する。

とはいえ、本件裁定が、紛争当事国にすら無視される非現実的解決を示し、ただ仲裁の権威を貶めただけだったと評するのは、時期尚早であろう。傑出した仲裁官による国際裁判初の「レシピ」の解釈ー多様な国家実行を考慮せずに結論したという大きな欠陥を抱えるが一を今後の判例が踏襲する可能性は、まだ否定できない。

その時、新たな「混乱と衝突」が生まれるのは、6.852の島からなる日本の海かもしれない。EEZ確保のため何ができるのか、今一度、慎重に検討する時が来ている。

注

- (1) The South China Sea Arbitration (The Republic of Philippines v. The People's Republic of China), Award (12 July 2016), available at https://pcacases.com/web/ view/7.
- (2)「南シナ海判決1年中国、比を取り込み」『毎日新聞』(2017年7月12日付朝刊)。



#### Profile -

### 

名古屋大学大学院教育学研究科博士課程修了。教育学博士。 専門分野は教育心理学・青年心理学。主に、中学生や高校生の情動の変化および学習の動機づけ理論について研究している。



## 内発的動機づけと自律的動機づけ

-自己決定理論再考-



#### 自己決定理論をめぐって

1998年、金子書房より「自己形成の心 理―自律的動機づけ―」を著したが、それは 主にライアンらが提唱した動機づけの自己決 定理論を紹介しようとしたものであった。自 己決定理論の中核は有機的統合理論といわれ るもので、それまでの内発的動機づけ対外発 的動機づけといった動機づけの二律背反的な 見方に対して、外発的動機づけの中にも自己 決定性の程度の異なるいくつかの種類(統合、 同一化、取入れ、外的動機づけ) があること を指摘した斬新な視点を含んでいた。ただ、 この理論でも自己決定性の頂点には内発的動 機づけが位置づけられ、指導という観点から はこれまでと同様、それぞれの外発的動機づ けを云々するというより直接内発的動機づけ を高めることに主眼が置かれている。従って、 教師たちはとにかく授業をおもしろくしよう と奔走するが、そのような働きかけだけを優 先すると、自ら勉強のおもしろさに気づくま でに至らず、「周りが設定してくれる場がお もしろければ勉強するが、おもしろくなけれ ば勉強しない」というようなマイナスの疑似 内発的動機づけをもたらすように思われた。 この問題は教育者の他律的働きかけによって 生徒側に自律性を形成させようとする際に生 じる教育という営みが本来もつパラドックス でもある。この著書を出版した後、教育雑誌 などにもこの疑似内発的動機づけを自己決定 理論のどこに位置づけるべきかについて何度 か触れてきた。しかし、それを実証する研究 はこれまで全く実施してこなかった。第二の職場での定年も近づき、20年の時を経て、残されたままになっていたこの問題を解決しておきたいと考え始めた。ここで報告する研究はその答を求めようとするものだが、この際、それだけでなく、自己決定理論の全体的枠組みについても検討し、自己決定理論を再考することにした。

#### 他律内発的動機づけの位置付け

上記のような目的で小学生6年生、中学2年生、高校1、2、3年生、大学1、2、3、4年生合わせて1300名以上を対象にして質問紙調査を行った。動機づけ尺度は自律内発、他律内発、同一化、取入れ、外的動機づけの5つの下位尺度から構成されていた。ここで他律内発とは他者から喚起された内発的動機づけで自作の項目からなる。例えば、なぜ勉強するかの理由として、先生の教え方が楽しいから、ゲーム感覚でできる授業だから、先生が授業で退屈しないようにしてくれるから、などから構成される。また、自律内発というのは従来からのいわゆる内発的動機づけのことである。

さらに動機づけを規定する先行変数として 基本的心理的欲求尺度(自己決定感、有能感、 関係性を見るものとしてソーシャルサポート、社交性)、動機づけの後続変数としての メタ認知方略尺度、GRIT 尺度も実施した。

まず、他律内発的動機づけ尺度は一定のまとまりをもち、低学年ほど高く、高学年では

低くなることが示された。また、他の動機づけとの関係として最も近似した動機づけは自律内発的動機づけであり、外的動機づけとも有意な正の相関がみられた。明らかに他律的なものではありながら相関の上では内発的動機づけと同一化的動機づけの間に位置づけられるのは奇妙である。なぜなら、ライアンらは自律性、自己決定性の程度の順にそれぞれの動機づけが並ぶと考えたからである。そしてまた、自律内発動機づけに最も近い位置にありながら、外的動機づけとも正の有意な関係がみられることは同一化的動機づけが外的動機づけと有意な関係にないことを考えると矛盾する。他律内発的動機づけは有機的統合理論の枠外の動機づけと考えられる。

次に教育者たちは他律内発的動機づけに よって生徒の内部に自律内発的動機づけが生 成されること、学習はおもしろいという価値 が内面化されることを期待しているが、果た してそうか。そこで次に他律内発的動機づけ は高いが、自律内発的動機づけは高まらない といういわゆる疑似内発的動機づけが存在す るのではないかということを探るための分析 をした。そのために他律的動機づけの内面化 の段階を次のように操作的に3つの段階に分 けることにした。①内面化前:他律内発的動 機づけが平均以上かつ自律内発的動機づけが 平均以下、②内面化中:他律内発的動機づけ 平均以上かつ自律的内発的動機づけが平均以 上、③内面化後:他律内発的動機づけが平均 以下かつ自律内発的動機づけが平均以上。な お平均値は学校段階ごとに異なっている。そ

して3群の同一化的動機づけ、取入れ的動機づけ、外的動機づけの平均値をみた。その結果、どの発達段階でも一致して内面化中・後の群の外的動機づけはかなり低い値を示すのに対して内面化前のいわば疑似内発的動機づけにあたる群の外的動機づけはかなり高い値を示した。これは、おもしろい環境が他者により提供されれば勉強するが、そうでなければ自律的には勉強しようとしない、筆者が指摘した疑似内発的動機づけをもつ一群が明らかに存在することを示唆するものである。

### 動機づけを規定するもの、 動機づけに規定されるもの

自己決定理論では自己決定感、有能感、関係性という3つの基本的心理的欲求が満たされることで価値の内面化が促進され、自律的動機づけが高まり、また、ウェルビーイングが高まるとしている。ただし、その関係を統一的に検証しようとした研究はあまりない。そこで3つの基本的心理的欲求も質問紙で測定して関係をみることにした。しかし、関係性についてはここでは学業についてのソーシャルサポートと社交性の高さを測ることで代替した。各学校段階ごとにそれぞれの動機づけを基準変数、自己決定感、有能感、ソーシャルサポート、社交性を説明変数として重回帰分析を行った。

有意なパスがみられたところに注目すると まず、自律内発的動機づけでは自己決定感か らは小学生と大学生で、有能感は全学校段階 で、ソーシャルサポートは小学生と中学生で 認められた。他律内発的動機づけに関しては 自己決定感からは負のパスが中学生と高校生 で見られた。有能感は全学年から、社交性は 中学生と高校生で、ソーシャルサポートは小 学生、中学生、大学生で見られた。同一化的 動機づけに関しては自己決定感から高校生、 大学生で有意なパスがみられ、有能感からは 小学生、中学生、高校生で、またソーシャル サポートについては4つのすべての学校段 階で有意なパスが認められた。取入れ的動機 づけに関しては有能感からのみ全学校段階か ら有意なパスがみられた。最後に外的動機づ けについては自己決定感からは小学生と大学 生で他律内発的動機づけの場合のように負の 有意なパスがみられた。さらに小学生で社交

性からは正の、ソーシャルサポートからは負 の有意なパスが認められた。

これらを総合すると有能感が動機づけを規定する要因として最も広く強く働いているといえる。自律性が比較的弱い取入れ的動機づけでさえも有能感に支えられて生じている。次に影響力がありそうなのは関係性のなかのソーシャルサポートであろう。特に同一化的動機づけでは他者からのソーシャルサポートが重要な役割を果たしている。一方、意外と機能していないと思われるのは自己決定感である。動機づけそのものが理論的にはその順に位置づけられているはずであるが、自律内発的動機づけですら有意なパスがみられたのは2つの学校段階のみであった。

一方、これらの動機づけが規定するものと してここでは認知的なものとしてメタ認知方 略を、行動的なものとして GRIT (粘り強さ) をとり、その2つを基準変数、動機づけお よび基本的心理的欲求を説明変数とした重回 帰分析を行った。その結果、メタ認知方略に 関しては自律内発的動機づけからは全ての学 校段階で有意なパスが、同一化的動機づけか らは小・中・高校生で有意なパスが、また、 取入れ的動機づけからは高・大学生で有意な パスがみられた。外的動機づけからは大学生 で負の有意なパスが示された。他方、GRIT については自律内発的動機づけからは小学生 と高校生で有意なパスが、同一化的動機づけ では中・高・大学生で有意なパス、取入れ的 動機づけからは小学生で、また、外的動機づ けについては小学生と中学生では負の有意な パスが認められた。

このように自律的動機づけは後続変数に影響を与えることが明らかにされたが、自律内発的動機づけはどちらかといえばより認知的側面に、同一化的動機づけは行動的側面に影響しているといえる。しかし、問題の他律内発的動機づけはどちらの後続変数にも全く影響しておらず注目に値する。

#### 社会化としての自律的動機づけ

自己決定理論では価値を自分の中に取り込んで自らの行動をコントロールあるいは調整することで自律的動機づけが形成されるとしている。そして、自律的動機づけとはここでいう自律内発的動機づけと同一化的動機づけ

のことである。しかし、これまでの多くの研 究では学年が上がるにつれて内発的動機づけ が低下することが明らかにされている。だが、 直接、児童・生徒に動機づけを問う質問紙の 結果によるのでなく、大学生にこれまでのそ れぞれの学校段階の学習場面で各動機づけが どのような割合で働いていたかを、いわば俯 瞰的に自らを相対化して評定させたところ、 異なる結果を得た。すなわち、小学生では外 的動機づけと内発的動機づけで4分の3以 上を占めるが中学・高校になるとこれらが減 少し、取入れ的動機づけと同一化的動機づけ の占める割合が増大し、大学生では外的動機 づけは全体の 15%ほどになる。つまり、小 学生ではやりたいこととやりたくないことに 二分されていたが、発達につれてあまりやり たくなくても自らやろうとすることが増えて くるといえる。これは広い意味で社会化の過 程に他ならない。

また、動機づけの自己調整方略の使用頻度に関しても調査したところ同一化的動機づけと最も関係が深いことが明らかになった。楽しいからでなく、重要だから勉強しようとするときにこそ、人は努力する技法を駆使して頑張るのだろう。

内発的動機づけはすべからく個性化の問題として位置づけるべきであるように思われる。学校教育には大方定められた教育内容があり、すべての内容を児童生徒全員に興味・関心を持たせるのは無理があろう。興味・関心とは本来領域特殊的なものだからである。社会化の理論としての自己決定理論では自律性の端は同一化的動機づけ、あるいは統合的動機づけとして、内発的動機づけはその次元とは別の動機づけの個性化を図るものとして、さらには自律的動機づけを形成する刺激する際の触媒的なものとしての位置づけが妥当であるように思われる。



国際人間学研究科 歴史学:地理学専攻准教授

一 谷 和 郎 (ICHITANI Kazuo)

2001年、慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻後期博士課程単位取得満期退学。 1998~99年、中国・南開大学留学。中国近現代史、政治史専攻。中華民国史、中国革命 史を主たる研究対象とする他、日中関係史に関心がある。著書に、『近代中国の地域像』(山 川出版社、共著)、『救国、動員、秩序―変革期中国の政治と社会』(慶應義塾大学出版会、 共著)、『岐路に立つ日中関係』(晃洋書房、共著)などがある。



## 日中戦争=国家再建と中国共産主義運動



#### 日中戦争と革命の関係

1961年1月24日、黒田寿男・日本社会党議員と会見した毛沢東は、5年前に行われた南郷三郎・日中輸出入協会理事長との会談を振り返り、次のように述べた。

皇軍が中国の大半を占領したので、中国人は絶体絶命で行き詰って初めて目覚め、武器をとり、戦い、たくさんの根拠地を築いて、解放戦争に勝利するための条件を創り出したのです。だから日本の軍閥と独占資本は私たちに良いことをしました。私たちはむしろ日本軍閥に感謝したいところです。

この発言から、毛沢東は日中戦争を中国における国家再建の起源と捉えていたことが分かる。もちろん日本の侵略に対するナショナリズムの反発だけが、中国で共産主義革命を成功に導く秘訣だったわけではない。革命の成就のために有効であった方法には、その他にも農村工作重点主義や様々な社会改革の推進、ある程度の武装兵力の充実があった。戦争の中で進められていたこれらの実践が、国家を再建し、中国の独立と主権を取り戻すための運動に結びついていたのである。

#### 中国共産主義運動の財政基盤

毛沢東が指摘したように、日中戦争は国家 再建とともに共産主義運動の両面をなすもの であった。つまり中国共産党が1930~ 40年代に取り組んだ問題は、勝つか負ける か生きるか死ぬかの問題と同義であった。したがって、まず政治権力の存立を図ること、 これこそが共産党にとって止むことのない日常的課題であったはずである。

共産党地域政権の財政基盤の問題は、政権存立のための基本的問題でありながら、これまで十分に解明されてこなかった。それでは、戦時下の共産党はいかにして物理的リソースを調達し、どのような戦略・戦術の下でそれらをうまく手段化していたのであろうか。筆者がかつて検討したところでは、以下のとおりである。

日中戦争初期、華北の共産党地域政権が直 面した喫緊の課題は、八路軍をはじめとして 膨張し続ける軍隊に対する給養をどのように 保障するかであった。政権機構の整備が不十 分な初期の抗日根拠地では、財政の制度化が 確立されていなかったため、共産党は現地調 達に頼って食糧や資金などのリソースを確保 しなければならなかった。根拠地の中で最大 規模の晋冀魯豫辺区(山西・河北・山東・河 南省)において地域政権の収支を統一する財 政体制が整えられたのは、日中戦争中期の 1940年のことである。辺区政府(共産党 地域政権)の財政基盤は、農業税と商工税に よる収入に依ったが、政権の経費と部隊の費 用は主として前者に求められた。しかし、戦 費支払いの巨大な需要を満たすには根拠地の 供給能力は低すぎた。

共産党は軍費支出を総支出の3分の2と する原則を定めたが、前線に位置する太岳区 政府(山西省)では軍費だけで8割を超え ることもあった。供給制下に置かれた膨大な正規兵への給養が、恒常的な軍費の圧力となって政権の存立を脅かしていた。したがって、根拠地政権は兵に対し最低限度の食糧供給を行うことで、どうにか軍を維持していた。兵と党・政機関幹部を維持するためのその供給制は、予算編成の前提であった。食料の例を挙げると、兵には1人1日アワ1斤半(約646.9g)、幹部には1斤4両が支給され、副食として兵には1人1日油・塩・肉類が各3銭(9.375g)、野菜が1斤与えられた。その他、衣服・靴・靴下・布団・燃料などが供給品であり、少額の生活手当が共産党の独自発行による冀南幣で支払われた。

ところで、供給制から計算した共産党軍兵士の1日のエネルギー摂取量は2400kcal 前後である。活動強度の高い軍隊という特定の集団で一定の栄養状態を維持するための所要量には届いていなかったと言うべき値である。因みに日本陸軍を見てみると、盧溝橋事件の直前に中国駐留部隊に対して制定された「在支陸軍部隊臨時給与令細則」では、主食だけで1人1日精米600gと精麦186g



写真:延安時代の毛沢東旧居(筆者撮影)

が支給されることになっていた。日本兵は主食のみで約2768kcalを得られた計算になる。「我々が頼りにするのはアワと小銃にすぎない」と毛沢東は言ったが、給養の規定から想像をたくましくすれば、華北の日本兵は、それと対峙した八路軍兵士よりも400kcal近く上回る熱量を日々摂取していたことになる

兵と党・政幹部を支えた共産党支配下の人民は、政権に対し税や公糧、村経費を負担したが、時と場所によっては過重な経費を支出することもあった。晋冀魯豫辺区太行区賛皇県(河北省)の事例を挙げると、当県の人民が辺区政府に対して負担した穀物量は、全県総収入の14%に当たる2000石であった。1人当たりでは年間17.42斤(約7.5kg)の計算になる。これは実は少ない負担ではない。もともと可処分所得の少なかった当県の農民は、年間200日ほど糠やトウモロコシの茎、ササゲのようなマメ科の草、ヤマイモの蔓などを代食品とする生活を送っていたのである。

#### 百団大戦とその後の政権建設

共産党地域政権は、辺区政府の限られた財政基盤の下で、どのような形での日中戦争の遂行が可能であったのだろうか。1940年夏、中共中央は各根拠地の資源動員能力の限界を突破する手段として、根拠地に部隊を集中してそこに居座らせるのではなく、戦線を広げて軍事的支配領域を拡張する選択肢を選んだ。それは部隊に運動戦を要求して日本軍と地盤を争うことを意味した。同年8月から12月にかけて実行された百団大戦がその実践であった。

百団大戦によって、八路軍は確かに日本軍の拠点と交通に大きな損害を与えたが、支払った代価はそれらを上回った。財政上の問題点として、戦役の規模と時間が部隊に対する政権の供給能力を超えていたため、兵を維持することができなかったことが指摘されている。要するに、戦役の継続と財政基盤への配慮は根拠地政権にとって両立しがたいことであった。結局、八路軍は日本軍の反撃に対して何ら有効な打撃を加える力もなく、かえって共産党の支配領域は損なわれたのである。

鄧小平・劉伯承は百団大戦後、晋冀魯豫辺 区の指導者としてまず政権の存立を図るべ く、軍・政にわたる人員削減に着手した。当 時太行区だけで正規兵と党政機関幹部は6 万人余りに達しており、彼ら党が給養すべき 人員は人口の4%にも相当したからである。 「精兵簡政」と称されたこの改革の内実は、 主力部隊を補充源とする民兵の大幅な増加で あった。その眼目は、可能な限り軍費を抑制 することにあった。兵士を生産から離れない 民兵とすることで、党が扶養すべき兵の数を 制限しようとしたのである。党中央の指示に 先駆けて、言わば見切り発車で地方政権の立 て直しに乗り出した鄧小平は、軍のある拡大 会議上、「民兵向けに特化した費用は作らな くてよい。公糧を口にすることは許されない。 さもないと公金を浪費し、人民負担を増やし てしまう」と厳しく指摘した。

志願制の基幹自衛隊と青年抗日先鋒隊で構成された民兵は、太行区で1941年に5万6500人にのぼった。彼らの務めは村と住民を敵の襲撃から免れるようにすることであった。百団大戦以降大規模な攻勢をかける余裕がなくなった共産党政権は、土地の防衛を民兵に依存しようとしたわけである。1942年から翌年にかけて太行区で実施された精兵簡政の結果、八路軍では6650人の兵士が削減され、2万47人を正規兵として残すのみとなった。

百団大戦から共産党が学んだことは、財政からみて、戦略的攻勢が可能な正規軍を中心とする軍事力を長期にわたって維持する能力が党にはないということであった。正規軍の削減は、そうするより他に深刻な状況をしのぐ術がなかったことを示す措置であった。主力軍の削減とその地方化は、やがて共産党が日中戦争を戦うための方針となり、地方武装が民兵を指導し、彼らが彼らの土地を離れず抗戦を継続することの重要性が増していった。

兵の動員は、最小限度に抑えられてはじめてその継続が可能であった。1941年末になると、党中央は力の温存と支配領域の安定を政権の中心任務に掲げるようになっていた。すなわち、巨大な軍事力を抱えることは、必ずしも共産党が支配を浸透させるための重要なモメントでなくなっていた。つまり、共産党地域政権の限られた財政基盤の下で可能

な日中戦争遂行の方法は、土地を守る民兵の ような最低限の軍事力に依存しながら、防衛 に専念する政権を持続させていくことであっ たと言ってよい。

#### おわりに

共産党地域政権の財政の基本問題は、日本 軍に対抗するために可能な限り部隊を維持し なければならないが、自らの支配領域はいく つかに断片化され、その物的資源は有限で あったため、軍需に対して供給能力が限られ ているということであった。この問題に対し て共産党は、民兵に依拠した最低限度の武装 兵力を維持する防衛的政権の建設に活路を見 出した。この政権の性格は、どうにか政権を 維持しなければならない状況下で、まさにそ の状況に応じてそれに対処した結果、形作ら れたものであったと言える。土地に基づくナ ショナリズムを生かした政権維持の道筋は、 毛沢東が示した農民との連帯(農村工作重点 主義)も相まって、中華民国の農村を再構築 することにつながった。そして、再構築され た農村は、言うまでもなく 1949 年に成立 することになる中華人民共和国の基層構造を なしたのである。

日中戦争 = 国家再建の時代における中国 共産主義運動の内実は、必ずしも高邁なドグマによって組み立てられた戦略で作られたものではない。戦争を戦い国家を再建する上でこの運動に存在していたものは、勝つか負けるか生きるか死ぬかの状況に対応した、数多の現実的な常識への配慮であったと思われる。

#### 引用文献

中共中央文献研究室編『毛沢東文集』第8巻、北京:人民出版社、1999年。

樊吉厚·李茂盛·楊建中編『華北抗日戦争史』中、太原: 山西人民出版社、2005年。

『太行区経済建設問題』晋冀魯豫辺区政府編印、1945年。 中央檔案館編『中共中央文件選集』13、北京:中共中央 党校出版社、1991年。

一谷和郎「革命の財政学」高橋伸夫編『救国、動員、秩序』 慶應義塾大学出版会、2010年。



国際人間学研究科 歴史学・地理学専攻 教授 田 朋 子 (MORITA Tomoko)

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科(博士後期課程)単位取得退学。博士(人文学)。 専門分野は、明治維新期の外交、領事裁判権問題。日本に住む外国人・外国に出かける日 本人などに関する研究を行っている。



## 西洋標準と明治の解決

一明治維新150年によせて一



#### 明治 150 年とは

今年、2018年は、明治元年(1868年)から数えてちょうど 150年目にあたる。150年という時間の体感は難しいが、半分にわけると昭和18年(1943年)である。明治から敗戦までと、敗戦から現在までは、ほぼ同じ長さの時間であると考えれば、150年がどのような時間であるか、実感していただけるだろうか。二本差しの侍に原爆を見せるのと、焼け野原の少年にスマホを見せるのではどちらがより衝撃的なのだろう。ともかくもこの150年間はスピーディーな「進歩」の時代であったように思われる。

さて、この150年を記念して、NHKの大河ドラマでは『西郷どん』が放送され、政府には内閣官房「明治150年」関連施策推進室なるものが誕生して、各地でさまざまなイベントが官民あげて行われている。世の中に〇〇周年と銘打つものは多いが、明治維新への関心の高さは群を抜いているといえよう。

一般的には「明治維新 150 年」のほうが、通りがいいように感じるが、「維新」という名を冠した他政党への配慮からか、あるいは「明治の日」制定への布石なのか、政府はあくまで「明治 150 年」であることを強調している。推進室では明治期の意義を以下のように述べている(1)。

明治以降、近代国民国家への第一歩を踏み出した日本は、明治期において多岐にわたる近代化への取組を行い、国の基本的な

形を築き上げていきました。

内閣制度の導入、大日本帝国憲法の制定、 立憲政治・議会政治の導入、鉄道の開業や 郵便制度の施行など技術革新と産業化の推 進、義務教育の導入や女子師範学校の設立 といった教育の充実を始めとして、多くの 取組が進められました。

また、若者や女性等が海外に留学して知識を吸収し、外国人から学んだ知識を活かしつつ、単なる西洋の真似ではない、日本の良さや伝統を活かした技術や文化も生み出されました。

なるほどと思うところもあるが、明治だけ を抜き出すと日本の「近代化」の様相があい まいになるような気がする。

#### 明治維新とは

明治維新の英訳は、Meiji Restoration が一般的である。世界でもっとも血の流れなかった革命 Revolution と呼ばれたときもあったが、現在では、天皇政権への復古 Restoration にすぎないと判断されているようである。

近年の幕末政治史の研究は、良くも悪くもであるが、驚くべきほどの深化・細密化を遂げていて、かなり細部まで明らかになってきた。政権交代のみをもって明治維新を考えれば、権力闘争の結果としかいいようがなく、革命 Revolution には値しないかもしれない。

ただし、推進室が掲げた内閣制度の導入

等々は、おそらく江戸幕府のままでも遂行できたことであろう。しかし、「国の基本的な形」、つまり天皇のもとで四民平等による国民国家という形は、新政府でなくてはこれほど早くできなかったものである。明治維新の諸改革は、結果として革命 Revolution と呼ぶに値するものであると考えられよう。

私の所属する明治維新史学会では、2010 年から『講座 明治維新』シリーズを有志舎 より刊行している。明治維新はあらゆる分野 にわたる諸改革と位置付けられるが、テーマ も多岐にわたっているため、12巻という大 シリーズになり、年内に完結する予定である。 編集委員会で議論になったことの一つが、明 治維新の始期と終期である。近代の始点をペ リー来航に求めることには、それほど異論は なかったが、ペリー来航における幕府の対応 を考えると、アヘン戦争・ロシアの来航にま でさかのぼらなければならない。また政治的 な終期としては、明治 14年の政変(1881 年)・内閣制度の発足(1885年)、立憲体 制の確立(1889年)など諸説あるが、講 座では様々な分野を取り扱っているため、ど こが時代の変換点なのかを探ることとなっ た。諸分野の研究者が口をそろえたのは、日 清戦争(1894年)であった。

結果として、『講座 明治維新』は 19世紀、少なくとも 19世紀後半を対象とすることになった。私の関わった外交巻でも、日清戦争まで視野に入れないと、明治維新は完結しないのである<sup>(2)</sup>。

### 近年の外交史の動向 ペリー来航・日清戦争の評価の変化

1853年にペリーが来航した事実は変わらないのに、なぜ未だにペリー来航が研究されているのか。歴史学になじみのない方には、不思議に思われるかもしれない。しかし、歴史とは、時代によって常に変化し続けるものである。明治維新という時代が、以前とはどのように変化してとらえられているのか、外交という分野に限って考えてみよう。

戦後に盛んとなった明治維新の研究は、GHQの占領と無関係ではない。アメリカ・黒船というペリー来航は、GHQのイメージと重ねられて特別視されてきた。司馬遼太郎の作品が人気を博したのは、まさにその時代とマッチしていたことも理由の一つであり、坂本龍馬というヒーローが誕生した背景でもある。ところが、バブルを越えた現代の私たちは、ついにその呪縛を解き放つことができた。

ペリーという絶対的な強者に脅されて、開 国させられたというイメージはもはやない。 幕府は、海外の動向を把握していたために、 戦争という選択肢を避けることに徹し、開国 を選択し、一方のペリーは、本国から積極的 戦闘を禁止され、海図もない東京湾に帆船を 連れて乗り込まなければならない使節だっ た。アメリカ・ロシアという近国からの来訪 は、19世紀グローバル化動向の一環であり、 列強とよばれるイギリス・フランスだけでな く、ヨーロッパ諸外国がアジアそして日本へ 乗り出してきていた。近年では、諸外国それ ぞれがどのような思いで日本にやってきたの か、各国の文献を利用した研究も盛んになっ ている。もっとも、現在の分析と、当時の人々 がどうとらえていたかということは、別の問 題であることは注記しておきたい。

もう一つの大きな変化は、アジア・太平洋 戦争につながる日本の大陸進出を、明治維新 に求める傾向からの脱却である。征韓論・台 湾出兵、そして日清・日露戦争が一貫した流 れのように思われていた。しかし、明治以降 の日本が、東アジア(朝鮮・中国)とどのよ うな関係を築いてきたのかが明らかになり、 さらに日清戦争の研究が進んで、日清戦争が 計画性もなく行われたことが明らかになっ た。日清戦争の結果が与えた世界史的影響の 大きさを考えると、あらためて戦争は魔物の ように思えてしまう。

#### 「万国対峙」という目標

東アジア世界における国際関係の伝統的システムとして「華夷秩序」がある。アヘン戦争という事件を重く受け止めたのは、当事者の中国でも、その第一の属国である朝鮮でもなく、「華夷秩序」の周辺にいた日本、その一部の知識階級であった。華であるべき中国が夷であるイギリスに敗退し、領土を奪われたことは、世界の脅威に対する日本の警戒度をかなり高めることになった。

なぜ鎖国をしていた日本が世界に関心を もったのか、それとも鎖国をしたからこそで あろうか。江戸時代の日本は、世界という知 に対して貪欲であり、また島国根性とよぶべ きものかどうかはわからないが、日本も世界 の中の一カ国であるという自負に支えられて いた。「万国対峙」、世界の強国と並び立つ国 であることは、江戸時代からの日本の目標で あった。ここでいう「万国」とは、蒸気船で 世界に乗り出してきた西洋諸国のことであ り、世界標準とは、すなわち「西洋標準」の ことであった。日本は西洋国際法にのっとっ て不平等条約を締結し、西洋国際システムに 編入されることになった。

条約の破棄という選択肢も考えられたが、結局、日本は西洋国際システムを遵奉し、条約の改正によって欧米諸国と対等になろうとした。「西洋標準」とは、本来は「キリスト教標準」であるのだが、その大義名分は「文明国標準」である。日本は「文明国」になることによって西洋諸国と対等であることを目指したわけである。

ヨーロッパ諸国からすると、何も日本と対等な国際関係を作りたいと望んでいたわけではない。日本に限ったことではないが、原料の供給、市場の開拓、航海上の拠点さえ確保できれば、問題はなかった。もちろん、このことが安全に遂行できないならば、武力による実力行使にためらいはない。それが近代帝国主義である。古くはマカオ・バタビアという植民地があるが、西洋諸国はアジアにおいては、条約港さえ持てれば、問題はないと考えていた。日本では、長崎の出島は狭く閉鎖的だったが、五港を開港したことに満足して

いた。

しかし、日本はあくまで対等にこだわり続けた。日本は欧米諸国の影響で、世界に関わり始めたが、朝鮮・中国という近隣諸国とも新たな関係を築くことになった。日本のスタンスは西洋国際システムにおかれたが、東アジアからすれば、異端な行動であり、摩擦や衝突もたびたびあった。しかし、日本は華夷秩序をあからさまに否定していたわけではなく、妥協点を探っていた。そんな中での日清戦争の勃発であった。

一方、日本の条約改正の結果は、日清戦争の遂行という後押しによってイギリスに受け入れられた。国民の代表である帝国議会のほとんどが反対を表明していたにもかかわらず、改正条約は締結され、日清戦争の遂行とともに、議会は手放しで賛成へとまわった。明治政府の目標としていた「万国対峙」の道が開いたと同時に、国際社会という新たな難関が待ち受けているのである。

また、日清戦争の結果、「華夷秩序」は完全に否定され、「西洋標準」にしかすぎなかった西洋国際システムは、東アジア世界においても「グローバル・スタンダード」になった。 西洋国際法はもはや国際法となった。

#### 引用文献

- 1) 内閣官房「明治 150年」関連施策推進室、「明治 150年ポータルサイト」(https://www.kantei. go.jp/jp/singi/meiji150/portal/index.html)
- 森田朋子「総論 明治維新と外交」(明治維新史学会 編『講座 明治維新6 明治維新と外交』有志舎、 2017年、pp.1-14。



### 国際人間学研究科 言語文化専攻 准教授

### 本内直樹(MOTOUCHI Naoki)

2004年、英国ルートン大学人文学部大学院博士課程修了Ph.D.(歴史学)。

専門はイギリス社会経済史。特にイギリスの戦後史、イギリス社会主義、労働者階級の生活史に関心を持っている。著書に、『二十世紀の都市と住宅―ヨーロッパと日本』(山川出版社、2015年、共著):論文「イギリス都市史研究の動向」『都市史研究』(都市史学会編)Vol.2. (2015)、山川出版社ほか。



## 第二次世界大戦下イギリスの大学研究者たち

社会主義者G.D.H.コールの戦時社会調査、1941年-1944年



#### はじめに

第二次世界大戦下のイギリスで、ドイツ空軍による爆撃被害が顕著になるにつれ、チャーチル率いる戦時連立内閣の内外では早くも戦後再建の課題が検討されていたことはよく知られている。しかし、その責務の一端を担うことになった大学研究者の果たした役割については十分に解明されているとは言い難い。

そこで以下、イギリスを代表する社会主義者 G.D.H. コール (George Douglas Howard Cole, 1889~1959) が、戦時下にオックスフォード大学ナフィールド・コレッジで企図した壮大な社会調査 (「ナフィールド・コレッジ社会再建調査」) を取り上げ、この調査活動と調査結果に基づく膨大な報告書群が、戦後のイギリス福祉国家建設の構想にどのような影響を与えていったのか考察してみたい。

### オックスフォード大学の G.D.H. コール

第二次世界大戦に参戦したイギリスは、ナチス・ドイツのファシズムの脅威から民主主義を擁護する大義名分の下、総力戦体制を敷いた。その一方で、政府は国民大衆に戦争参加の犠牲を強いる代わりに、戦後には大量失業や貧困の心配の無い「より公平な社会」の再建を約束したのだった。

戦時体制の下、コールをはじめとするオックスフォード大学の教授やフェローたちは、 大学の存在意義をかけて戦時政府に協力姿勢 を見せていた。コールはかつて 1913 年から 1923 年にかけて S. ウェッブたちの集産主義に対抗する先鋭的なギルド社会主義の理論家として活動していたが、それ以降もフェビアン協会での広範な活躍により高い知名度を有していた。しかし、1937年には「統一戦線」路線に転換し、さらにケインズ経済理論に接近し、中央計画機構の樹立に関心を寄せるなど、大戦中のコールは、新しい戦後社会のあり方を模索していた頃だった。

1941年2月、コールはオックスフォード大学で「ナフィールド調査」を組織した。これは、第二次世界大戦による社会的・経済的・政治的変化を明らかにして、戦時期の危機を克服し、さらには戦後再建政策に根拠を与えようとする壮大な試みであった。「ナフィールド調査」は、政府と連携してスタートした点で異色の調査活動であったが、戦前の社会や戦争によって被る様々な変化を調査し、その報告書を政府・各省庁の官僚たちに一つの「指針」として提供することを目的としたのである。

戦時体制下の変化は、やがて到来する平時の社会にどのような影響をもたらし、また戦後社会をどのように規定することになるのか、予測困難な時代にこそ、かつての第一次大戦後の失敗を二度と繰り返さないためにも戦後を見据えた検討が、まさにこの時期に必要とされていたのである。



図1: G.D.H.コール 出所: Nuffield College Library, Oxford, Cole Papers, B/5/1

### 「ナフィールド・コレッジ社会 再建調査」

「ナフィールド調査」とは、全国 21 都市の大学研究者(経済学者・地理学者など)と 労働者教育協会の教職員ら約30名を調査班の主任とし、その下で複数の雇用調査員がフィールドワークを行う研究体制であった。

コールは地方当局、民間企業、社会サーヴィス団体、労働組合などと驚くべき広範な連携を結び、イングランド・ウェールズ・スコットランドを含む全地域を対象に、戦争によって変化した状況を徹底的に草の根レベルで調査し、公式文書には登場しないような「社会史的事実」を把握しようと考えた。

他方でコールは戦後に至るまで、著名な経済学者(T.バロー、N.カルドア、ジョーン・ロビンソンなど若きケインジアンたち)、労働組合指導者、産業資本家、ソーシャル・ワーカー、政治家等を一同にオックスフォードに

招いた「非公開会議」で議論を 16 回重ね、 戦後再建に向けた統一見解を創出しようとした。それは、通常の「統一戦線」の範囲をはるかに超える多種の人々を巻きこむ点で、 コールにしかできないものであった。

「ナフィールド調査」の具体的な調査課題 には「社会サーヴィス」、「教育」、「産業」、「地 方政府」といった戦後再建に重要とみなされ たテーマの下、それぞれに小委員会が設置さ れ専門分野の教授やフェローらが指揮を執っ た。オックスフォードを本部として、全国各 地方の大学研究者を中心とした調査班が地域 ごとに戦時下の変化の実態を調査していっ た。ここで注目したいのは、全国レベルで「コ モン・ピープル | (民衆)の声を丹念に聴き取っ ていき、それらを意識的に記載した報告書(計 220頁) を、W. ベヴァリッジを議長とす る「ベヴァリッジ委員会」に送付していた事 実である。そこには 753 人の証言=「生の 声」がそのまま記載された異色の内容であっ た゜。

コールらの「ナフィールド調査」に当初から目を付けていた人物が、実は戦後のイギリス福祉国家の礎をなした『ベヴァリッジ報告書』(1942年)を執筆した自由主義者ベヴァリッジなのだった。ベヴァリッジはコールとは思想的立場を異にしてはいたが、旧知の仲であった彼に、民衆が既存の社会福祉制度についてどのような不満を抱え、困難な状況に置かれたままになっているのか調査して欲しいと依頼していたのである。

コールは、戦前の社会保障制度の恩恵を受けることのできなかった低所得労働者階級の人々や女性(寡婦・妊婦)の「生の声」をそのまま報告書に記載し、そうした民衆の不満の声を政府・官僚たちに届けようと試みていたのだった。

「国民健康保険」、「老齢年金」、「労働者災害補償」、「公的扶助」の項目に沿って聴き取り調査が行われ、例えば北ウェールズの女性は国民健康保険について「これは国家の責任だ。今の不適切な出産給付の問題は、多様な社会サーヴィスが重複している現状と合わせて再検討されるべきだ」と、またハダーズフィールドの女性は「保険に加入している全ての女性もしくは被保険者(男性)の妻は、病院か自宅で無料の出産サーヴィスが受けられるべき」ことを要求した。さらに北スタッ

フォードシャー州の男性は「今、必要なことは、諸々の認可組合への依存から国家の運営する保険機構への変更だ」と主張した。ナフィールド報告書にはこうした生の声が大量に記載されている。他にも訪問助産婦、労働組合や友愛組合の秘書、退役軍人、葬式請負人、清掃人、大工、機械工、労働者の妻から、中産階級では工場の福祉監督官、市民相談局員などから聴収した意見が記載されている<sup>2</sup>。

コールたちが念頭に置いていたことは、官僚の作成した公的資料やそうした統計的調査に基づく実態から排除されてしまう人々の「生の声」を個別に拾い上げることで説得力を持たせ、社会保険制度の矛盾点を「下から」問うていくことだったのである。「ナフィールド調査」の最終報告書では、既存の複雑な社会保険諸制度の矛盾を統一的かつ合理的に解決していくことが勧告された。その具体的施策として「社会保障省」を新設し、社会保険制度を国家責任の下に置き、「ナショナル・ミニマム(国民最低限保障)」の原則を根拠とし、全ての人々を包摂しうる社会保障制度の再編に向けた指針を示したのである。



図2: 戦時下、庶民への聴き取り調査 出所: Getty Images

### 「ベヴァリッジ委員会」での反応

しかし「ナフィールド報告書」を受理した ベヴァリッジ委員会の官僚メンバーの多く は、そうした「陰鬱」な内容を示す「ナフィールド調査」を「非科学的」なものとみなし、まったく学術的な調査とみなさなかった。 特に扶助局長官のリードは、社会主義者のコールが「恣意的に作成」したのではないかと疑った。その結果、1942年6月24日のコールを招いてのベヴァリッジ委員会での協議は「査

問」に等しいものとなった。

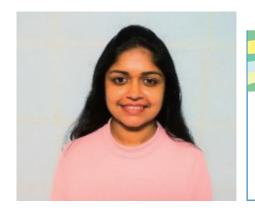
しかし特筆すべきは、ベヴァリッジだけは コールを擁護したことである。審議会の前半 では、報告書の内容が「事実と意見の混在」 がリードにとって問題視されたが、ベヴァ リッジは自らの社会調査観を明確に次のよう に述べた。「現在の被保険者が加入している 組合に対して彼らが不満を抱いているかどう か、あるいは別の組合に変更したいと思って いるかどうか、それ自体が事実なのであり、 我々が掴むべきものは、情報、ソーシャル・ ワーカーの意見、労働組合や友愛組合の秘書 から得られる事実についての報告書である。」 これに対してリードは、既存制度の悪い面の みを恣意的に取り上げようとする調査姿勢を 攻撃していった。ところが、ベヴァリッジは、 審議会でコールの掴んだ民衆の声に関心を示 した。また各地方で統一性を欠いた社会保険 制度の実態に驚き、既存制度の統合化を図る べく抜本的な改革路線の根拠を「ナフィール ド調査」に見出し、最終的に官僚を排除し、 『ベヴァリッジ報告書』を一人で執筆したの である。

#### おわりに

1942年に発表された『ベヴァリッジ報告書』の作成過程をベヴァリッジとコールの関係を通して考察してみると、イギリスで「福祉国家の父」と呼ばれる自由主義者ベヴァリッジは、社会主義者のコールの提起した社会調査の結果を真摯に受け止めていたことが分かる。行政・制度面を重視する社会主義者ウェッブとは異なるコール流の「草の根」的な社会主義の流れと、ベヴァリッジのリベラリズムの流れとが、互いに呼応し合った点が『ベヴァリッジ報告書』の出現なのである3

#### Endnotes

- 1 本内直樹・松村高夫「オックスフォード大学ナフィールド・コレッジ社会再建調査、1941年-1944年」『社会経済史学』第82巻4号(2017年2月)
- 2 Nuffield College Library, Oxford, NCSRS, E13/57, E13/62 Ø file.
- 3 松村高夫・本内直樹「第二次世界大戦下の G.D.H. コールの社会調査」『三田学会雑誌』第 110 巻 4 号 (2018 年 1 月近刊)



国際人間研究科 国際関係学専攻 博士前期課程 1 年 A.L. Weerawarna (A.L. ウィーラワルナ)

Born and raised Colombo, Sri Lanka. Graduated from University of Kelaniya, Sri Lanka Study poverty and women empowerment in modern day.



# Indian Tamils and their poverty problem in Sri Lanka



#### Introduction

Indian Tamils of Sri Lanka are Tamil people of Indian origin in Sri Lanka. They are also known as Hill Country Tamils, Up-Country Tamils or simply Indian Tamils. They are partly descended from South India to Sri Lanka in the 19th and 20th centuries to work in coffee, tea and rubber plantations. They were recruited in 1827 by Governor Sir Edward Barnes on the request of George Bird, a pioneering planter. But they were bonded laborers who lived in the estates for generations. The upcountry Tamils remain the poorest among all ethnic groups in Sri Lanka. Poverty is still a major problem. In general, socio-economically their standard of living is below that of the national average and they are described as one of the poorest and most neglected groups in Sri Lanka.

## Brief introduction about Sri Lanka

Sri Lanka is a multinational country. There are four major ethnicities in country, Sinhalese, Tamils (its divided into Sri Lankan Tamils- members of the Tamil ethnic group native to the South Asian island state of Sri Lanka. and

Indian Tamils) and Moorish (Sri Lankan Muslims) are the main ethnic groups living in the country. According to the data of 2012, Sinhalese are 76% Sri Lankan Tamils is 11%, Indian Tamils 4.2% and Moore 9%. In 1815, Sri Lanka became colony of British, then British rulers introduced coffee, tea and rubber cultivation to Sri Lanka.

## Indian Tamils and their current situation

In my study I would like to talk about Indian Tamil women's social status and their poverty problem. The community is generally bound by the caste system. Their houses called by line rooms. Those who are of higher castes occupy the first row of line rooms. Line rooms housing system and the environmental sanitation conditions are generally poor for laborers in the plantation sector. They are typically 6-12 or 24-line rooms line rooms in one-line barrack. These rooms for laborers are often without windows and there is little or no ventilation. As many as 6-11 members may often live in one room together. In 2006 their salary was increased. Wages in tea sector were increased with the average daily wage earned now significantly higher at 378 rupees or

360 yen for men. For women it increased as 261 rupees or 250 yen. But they were bonded laborers who lived in the estates for generations. The upcountry Tamils remain the poorest among all ethnic groups in Sri Lanka. Poverty is still a major problem. Despite the tea industry employing many poor people, employment has failed to alleviate poverty, since workers are often uneducated and unskilled. Indian Tamil women's who are working in tea plantations section Their families and society is based with Hinduism, the Hinduism families usually male based family. Woman's are working to their family. But they must give their salary to their father or husband. Also, they couldn't go to school. in my research I'm focusing on what kind of programmes currently run in Sri Lanka for Indian Tamil women. When we are talking about gender inequality in Sri Lanka, what kind of programmes government are focusing on, what kind of programmes NGOs are focusing on. And find the failures of their programmes. Try to give my own solution.

#### References

Census and statistics department of Sri Lanka. Labor feminism & ethnicity in Sri Lanka by Kumari Jayewardene.

A history of Sri Lanka by K.M. de Silva.





国際人間研究科 国際関係学専攻 博士前期課程 1年 黄 文 傑 (Wenjie Huang)

Born and raised in Beijing, China. Graduated from Ohio University, USA. Study predictive policing and the social problems come along.



## Big data and Predictive Policing



#### Introduction

When we mention predictive policing, many people may pop up the movie "Minority Report" in their head. But is the reality look the same? In my study, I would like to find out the latest criminal prediction technology and social problems come with that.

What is predictive policing?

Predictive policing is the application of analytical techniques, particularly quantitative techniques, to identify likely targets for police intervention and prevent crime or solve past crimes by making statistical predictions. I do want to emphasize here, predictive policing methods is not equivalent to making sure who the target is.

#### How to predict

The crime prediction can be separated into 2 categories, which is 1, the person who is going to commit crime. 2, the place and time the crime is going to happen. And the technology we are using now is more leading to predict

the place and the time the crime is about to happen. However, "Chicago Hot list" does have a group of names of the people who is more likely to commit crime or more likely to be the victim of certain crimes. I would include further explanation in my future papers.

Social Issues

In my study, it is already clear that nowadays, there are several PD(Police Department) already applying the usage of big data predictive policing into their working methods, then what are the problems we might come across in the future and what we need to think in advance? First, if we can find the exact criminal who is going to commit crime, is it reasonable for the police to arrest this person in order to prevent the crime from happening? If so, is there going to be any specific changes in the law system? If not, what is the point of having the police to protect the citizens and having the law system? Second, what if the prediction being the trigger of the crime? Anyway, there is still a sets of social problems waiting to be solved related to Predictive Policing.



### 第8回 教員研究会を開催

第8回教員研究会が2017年11月22日に開催された。今回は、国際関係学専攻の加々美康彦准教授が「南シナ海仲裁判決と日本」というテーマで、また心理学専攻の速水敏彦教授が「内発的動機づけと自律的動機づけ一自己決定理論再考一」というテーマでそれぞれ研究発表が行われた。いずれも興味深いテーマであり、国境線決定に関する新たな概念の提示や、児童・生徒らの動機づけに関する自己決定理論について、参加者から多くの質問や意見がだされ、活発な議論が交わされた。















## 第7回「院生の力」研究報告会を開催

第7回「院生の力」研究報告会が2017年11月1日に開催された。今回は、4月に入学した留学生2名により、スリランカにおけるインド系住民の貧困問題と、ビッグデータの社会的利用にともなう問題について、研究発表が行われた。指導教授のアドバイスや参加者からの質問・意見を交えながら活発な議論が交わされた。











中部大学国際人間学研究科主催

第7回「院生の力」研究報告会

2017年11月1日(水) 15時30分~16時30分
人文学部 2階 2522教室

第1報告
A. L ウィーラワルナ
国際人間学研究科 国際関係学専攻 博士前期課程1年

「Indian Tamils in Sri Lanka and their poverty problem」

コメンテーター: 羽後静子教授(国際人間学国際関係学専攻)

第2報告
黄文傑
国際人間学研究科 国際関係学専攻 博士前期課程1年

「Big Data and predictive policing!

コメンテーター: U.メーワルト教授(国際人間学国際関係学専攻)

学部生の来聴を歓迎します。!!!!



## シンポジウム 「中国・ヨーロッパ・日本」を開催

2018年2月9日に、人文学部歴史地理学科と国際人間学研究科の共催によるシンポジウムが、不言実行館2階スチューデント・コモンズにおいて開催された。シンポジウムのテーマは、「中国・ヨーロッパ・日本一近代世界の形成とネーション」である。外部からの報告者として金沢大学の古泉達矢准教授ならびに青山学院大学の割田聖史教授を、また討論者として北里大学の畠山禎教授をお招きした。本研究科の一谷和郎准教授による趣旨説明・進行により、中国、ヨーロッパ、日本における近代世界の形成過程と国家との関わりを中心に議論が進められた。本研究科の森田朋子教授による明治維新の意義を問う議論、同じく本研究科の本内直樹准教授による第二次世界大戦下のイギリスにおける大学研究者などについて、興味深い議論が繰り広げられた。





















### 2017年度修士論文発表会を開催

2017年度の修士論文発表会が、2018年2月6日に開催された。今年度は、言語文化専攻の後藤克己さんによる「C.Dickens のThe Mystery of Edwin Droodと、T.P.Jamesによるその続編との文体異同性の統計的評価」、歴史学・地理学専攻の内藤剛暉さんによる「十五世紀における守護・国人の権力構造とその展開一遠江国を中心に一」、同じく横地佑紀さんによる「義和団事件と列強の中国政策」の修士論文の発表が行われた。会場となった2522教室では、論文審査に当たった教員からの質問や、参加者からの質問・意見を交えながら、英国文学、日本中世史、中国近代史に関して興味深い議論が交わされた。













#### 2017 年度 国際人間学研究科

#### 修士論文 発表会

日時:2018年2月6日(火)10時~

会場:人文学部 25号館 2522教室

専攻名 氏名 修士論文題目

言語文化 専 攻 後藤 克己

C.Dickens の The Mystery of Edwin Drood と、T.P.James によるその 続編との文体異同性の統計的評価

歴史学・地理学専攻 内藤 剛暉

十五世紀における守護・国人の権力構造とその展開―遠江国を中心に―

歴史学・地理学専攻 横地 佑紀 義和団事件と列強の中国政策

院生・学部生の参加を歓迎します。









# 中部大学国際人間学研究科

国際関係学、言語文化、心理学、歴史学・地理学の各専攻は、文化的、歴史的基盤にたち ながら、国際社会でコミュニケーション能力や関係構築能力が十分発揮できる人材、あるい は人間、社会、地域の本質を把握し、柔軟に行動できる人材を総力を挙げて育成します。



#### 国際関係学専攻

科目【博士前期課程】

#### 国際政治経済研究コース

政治経済研究特論/国際法特論/国際政治学特論/国際経済学特論/国際機構論/応用計 量経済学/国際金融論/国際協力論/開発経済学特論/開発ガバナンス論/発展途上国論/国 際社会開発論

#### 国際社会文化研究コース

社会文化研究特論/文化人類学特論/国際社会学特論/観光人類学特論/国際ジェンダー論 /比較文明論/比較環境論/比較社会史論/比較宗教論/ヨーロッパ社会文化研究特論/アメリ カ社会文化研究特論/中東・アフリカ社会文化研究特論/中国・アジア社会文化研究特論/国 際比較文明特論/地域言語特殊研究

#### 共通科目

研究方法論/臨地研究論/近代世界表象体系

#### 特別研究

研究指導/課題指導

#### 研究科共通

日本語論文の書き方

#### 科目【博士後期課程】

国際政治経済学専門研究演習 国際社会文化論専門研究演習 国際比較文明論専門研究演習

### 心理学専攻

科目【博士前期課程】

心理学研究法特論/知覚心理学特論/健康心理学特論

#### 学校心理学科目群

認知心理学特論/社会心理学特論/発達心理学特論/臨床心理学特論/教育心理学特論/ 学習指導法特論/学校教育特論/障害児心理学特論/生徒指導特論/心理検査法特論/学 校カウンセリング特論/教育統計学特論

#### 特別研究

研究指導/課題指導

#### 研究科共通

日本語論文の書き方

科目【博士後期課程】

学習心理学専門研究/教育心理学専門研究/認知心理学専門研究/臨床心理学専門研究

### 言語文化専攻

科目【博士前期課程】

#### ジャーナリズムコース

研究基礎(情報収集、メディア・クリティシズム)/現代国家・制度特論/現代史特論/情報産業・ 流通特論/現代社会特論/社会心理学特論/情報技術とメディア特論/ジャーナリズムと倫理特 論/現代の広報特論/報道記事作成技法/ドキュメンタリー作成技法/プロジェクト/研究指導

#### 英語圏言語文化コース

応用言語学特論/英語教育法特論/英語学特論/英米文学特論/英語圏言語文化総論/研

#### 日本語日本文化コース

日本語学特論/日本語教育学特論/古典文学特論/近代文学特論/日本文化特論/伝承文芸 特論/日本芸能特論/国語教育特論/研究指導

#### 共通

近代世界表象体系

#### 研究科共通

日本語論文の書き方

#### 【博士後期課程】

メディア・コミュニケーション専門研究 英語圈言語文化専門研究 日本言語文化専門研究

#### 歴史学・地理学専攻

科目【博士前期課程】

#### 歴史学コース

日本古代史特論/日本中世史特論/日本近世史特論/日本近代史特論/日本現代史特論/アジ ア中特論/中国中特論/ヨーロッパ中特論/ア刈カ中特論/社会経済中特論/思想中特論/文 化史特論/技術史特論/美術史特論/歴史学研究

#### 地理学コース

地理情報学特論/都市政策学特論/自然地理学特論/地誌学特論/地理学研究

#### 共通科目

近代世界表象体系

#### 特別研究

研究指導

#### 研究科共通

日本語論文の書き方

【博士後期課程】

歷中学専門研究演習 地理学専門研究演習

●発行:中部大学大学院国際人間学研究科

●編集者:林 上

●発行日:2018年3月18日

●〒487-8501 愛知県春日井市松本町 1200 ●中部大学国際人間学研究科(国際関係学部事務室)

●電話:0568-51-4079 (直通) ●ファクス:0568-52-1325

●電子メール: inkn@office.chubu.ac.jp

●国際人間学研究科ホームアドレス:

http://www3.chubu.ac.jp/graduate/global\_humanics/